

○大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例施行規則

平成28年12月1日規則第38号

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例（平成28年条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(移住者の定義)

第2条 条例第2条第7号に規定する3年以内の者とは、大樹町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をした日を起算日として、その翌日から数えて3回目の起算日に相当する日の前日までの者をいう。ただし、相当する日がないときは、その月の末日とする。

(共有名義の場合の補助対象者)

第3条 条例第3条第1号に規定する1者とは、土地及び建物の登記事項における共有名義である者のうち、最も多い持分を有する者をいう。ただし、持分が同一である場合には、大樹町に住所を有した日が最も早い者とする。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第6条の申請は、大樹でかなえるマイホーム補助金交付申請書（別記様式第1-1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、確認申請を不要とする建物の申請にあつては、第4号の書類を省略することができる。

- (1) 住民票謄本（原本）
- (2) 申請者の町税等完納証明書（町内に住所を有する者にあつては、町税・使用料等納入状況調査承諾書（別記様式第1-2号）によることができる。）
- (3) 案内図、配置図、各階平面図、立面図等
- (4) 建築確認済証の写し
- (5) 建築工事届の写し
- (6) 住宅等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 10年以上居住する旨の誓約書（別記様式第1-3号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の着手時期)

第5条 条例第7条ただし書きによる場合の届出は、大樹でかなえるマイホーム支援事業に係る指令前着手届によるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 条例第8条第1項の補助金交付の適否を決定したときは、大樹でかなえるマイホーム補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 条例第9条第1項の承認の申請は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付変更承認申請書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請を受けた時は、町長は、変更承認の可否を決定し、大樹でかなえるマイホーム補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

3 条例第9条第2項の届出は、大樹でかなえるマイホーム補助金交付中止届（別記様式第5号）によるものとする。

(完了実績報告等)

第8条 条例第10条の報告は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付完了実績報告書（別記様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、確認申請を不要とする建物は、第3号の書類を省略することができる。

- (1) 住民票謄本（原本）（当該住宅の所在地に居住していることを証すること）
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による完了実績報告は、土地及び建物の登記完了後30日以内に行わなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第9条 条例第11条第1項の通知は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付確定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

2 条例第11条により交付する補助金のうち、確定した補助金の額に0.2を乗じて得た額は、大樹TMOカード会発行の商品券により交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 条例第13条第2項による補助金の返還は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付取消通知書（別記様式第8号）によるものとする。

2 条例第13条第3項の違約加算金の率は、大樹町債権管理条例第7条第1項に規定を準用する。

3 条例第13条第4項の違約延滞金の率は、大樹町債権管理条例第7条第1項に規定を準用する。

4 第2項の違約加算金及び前項の違約延滞金の額の計算に適用する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 第1項から第3項までの規定による補助金、違約加算金及び違約延滞金の返還については、現金で納付するものとする。

(書類の保管義務)

第11条 補助対象者は、補助事業に関する書類を備え、これを整理しておくとともに、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の失効前に交付された補助金に係る第10条及び第11条の規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

(補助金の額の特例)

4 改正前の条例第7条に定める交付決定を受けた申請者が、条例第8条に定める補助事業の内容変更で、補助事業の完了時期が令和4年4月1日以降の場合においては、改正前の別表第1及び別表第2により補助金を交付する。

別記様式第1-1号(第4条関係)

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付申請書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 氏

住所

氏名

印

電話番号

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、個人情報に関しては、当補助事業に係る目的のみに使用することを承諾します。

補助基準	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 町内在住者 <input type="checkbox"/> 移住者
	住宅取得の区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅
加算基準	町内建設業者による建設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電システム以外の設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 システム内容_____ 太陽光発電システムを設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 定置型蓄電池の設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	子育て世代が同居※ (中学校終了前の児童)	<input type="checkbox"/> ____人 1人目(氏名:) 4人目(氏名:) 2人目(氏名:) 5人目(氏名:) 3人目(氏名:) <input type="checkbox"/> 非該当
	※完了実績報告時まで、住民登録が可能と見込まれる児童がいる場合は、補助金の交付申請に、その旨を記載すること。	
	認定住宅の区分	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/> 低炭素認定住宅 <input type="checkbox"/> 省エネ認定住宅 <input type="checkbox"/> 北方型住宅2020※
	※北方型住宅2020と同等以上の性能を有するもの	
	高効率機器の設置	<input type="checkbox"/> エコジョーズ <input type="checkbox"/> エコフィール <input type="checkbox"/> エコキュート <input type="checkbox"/> エネファーム
補助金交付申請額	万円	
補助事業完了予定 年 月 日	年 月 日	
住宅等の住所	広尾郡大樹町	

住宅の規模等	構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（ ） 用途 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 規模 延べ床面積（ ）㎡ うち住宅部分面積（ ）㎡ 地上（ ）階/地下（ ）階建
町内建設業者名又は購入の相手方名	会社名 氏名 住所 電話
関係書類	(1) 住民票謄本（原本） (2) 申請者の町税等完納証明書（町内に住所を有する者にとっては、町税・使用料等納入状況調査承諾書（別記様式第1-2号）に よることができる。） (3) 案内図、配置図、各階平面図、立面図等 (4) 建築確認済証又は建築工事届の写し (5) 住宅等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (6) 10年以上居住する旨の確約書（別紙様式第1-3号） (7) その他町長が必要と認める書類
備考	

別記様式第1-2号（第4条関係）

町税・使用料等納入状況調査承諾書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 〒

住 所

氏 名

印

電話番号

共有名義者 〒

住 所

氏 名

印

電話番号

大樹でかなえるマイホーム支援補助金の交付を申請するにあたり、町税及び使用料の納入状況の調査をすることを承諾いたします。

別記様式第1-3号(第4条関係)

10年以上居住する旨の誓約書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 氏

住 所

氏 名

印

電話番号

大樹でかなえるマイホーム支援補助金の交付を申請するにあたり、私及び同居する世帯員が、補助金受領年度の翌年度より、10年以上継続して住宅等に居住することを誓約します。

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付（不交付）決定通知書

樹 建 水 第 号
平 成 年 月 日

様

大樹町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

通知内容	<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 不交付
交付決定額	金	円
内 訳		
補 助 基 準 額	<input type="checkbox"/> 町内在住者による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入	万円
	<input type="checkbox"/> 移住者による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入	万円
	<input type="checkbox"/> 町内在住者による中古住宅の購入	万円
	<input type="checkbox"/> 移住者による中古住宅の購入	万円
加 算 基 準 額	<input type="checkbox"/> 町内建設業者による建設	万円
	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入	万円
	子育て世代が同居 <input type="checkbox"/> _____人 (中学校修了前の児童)	万円
	<input type="checkbox"/> 認定住宅の区分	万円
	<input type="checkbox"/> 高効率機器の設置	万円
不交付の場合の理由		

備考

- (1) 交付の決定があった場合は、速やかに補助事業に着手してください。
 - (2) 補助事業の申請内容に変更が生じた場合は、あらかじめ大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付変更承認申請書(別記様式第3号)を提出してください。
 - (3) 補助事業を中止する場合は、速やかに大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付中止届(別紙様式第5号)を提出してください。
 - (4) 申請内容の確認のため、現地調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。
 - (5) 補助事業が完了したときは、速やかに大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付完了実績報告書(別記様式第6号)を提出してください。
- ※当条例の失効の日以降に行われた報告につきましては、対象外の取扱い(条例第10条第2項)になりますので、補助事業完了および登記完了に要する日数については十分にご留意ください。
- ※本通知書については、補助金交付を確定するものではありません。完了実績報告時の審査、および予算の状況により、最終的に交付を確定いたしますので何卒ご留意ください。

別記様式第3号（第7条関係）

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付変更承認申請書

年 月 日

大樹町長 様

補助対象者 〒

住 所

民 名

印

電話番号

年 月 日付け樹建水第 号により交付決定通知がありました大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付について、下記のとおり変更が生じたので、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例第9条第1項の規定により申請します。

変更の内容	
変更の理由	
関係書類	<ul style="list-style-type: none">・住民票謄本（原本）・案内図、配置図、各階平面図、立面図等・建築確認済証又は建築工事届の写し・住宅等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し・その他町長が必要と認める書類

別記様式第4号（第7条関係）

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付変更承認（不承認）決定通知書

樹 建 水 第 号
年 月 日

様

大樹町長 圖

年 月 日付けで申請のありました大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付変更承認申請書につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

通知内容	□承認 □不承認	
変更交付決定額	金	円
変更交付決定の内容	変更前	変更後
不承認の場合の理由		

備考

- ・補助事業が完了したときは、速やかに大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付完了実績報告書（別記様式第6号）を提出してください。

別記様式第5号（第7条関係）

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付中止届

年 月 日

大樹町長 様

補助対象者 〒

住 所

民 名

☎

電話番号

年 月 日付け樹建水第 号により交付決定通知がありました大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付について、下記のとおり中止しますので届け出ます。

中止の理由	
-------	--

別記様式第6号（第8条関係）

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付完了実績報告書

年 月 日

大樹町長 様

補助対象者 〒

住 所

民 名

印

電話番号

年 月 日付け樹建水第 号により交付決定通知（変更承認通知）を受けた大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付について大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例第10条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助事業完了年月日	年 月 日
交付決定額 （変更交付決定額）	金 円
関係書類	(1) 住民票謄本（原本） （当該住宅の所在地に居住していることを証すること） (2) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明）（原本） (3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済書の写し (4) 指定口座通帳の写し (5) その他町長が必要と認める書類
補助金受取の指定口座	金融機関名： 口座種別： 口座番号： 口座名義人名： 口座カナ名義人名：

別記様式第8号（第10条関係）

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付取消通知書

樹 建 水 第 号
年 月 日

様

大樹町長 印

年 月 日付け樹建水第 号により確定通知した大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付について、補助金の額を下記のとおり取消しましたので通知します。

記

取 消 日	年 月 日
補助金の返還額	金 円
違約加算金の額	金 円
返還額の合計	金 円
返 還 期 日	年 月 日まで
備 考	

留意事項

- ・ 返還期日までに納付しなかった場合は、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付金額を控除した額）につき、補助金の返還を命ぜられた日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した違約金を町に納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、令和3年度中に補助事業が完了する場合に使用する様式については、なお従前の例による。